

うららの郷販売促進助成早期住宅建築支援事業助成金交付要領

(目的)

第1条 みなかみ町土地開発公社（以下「甲」という。）が造成したうららの郷住宅地の販売促進及び早期定住を図るため、当該分譲地の購入者（以下「乙」という。）に対してうららの郷販売促進助成早期住宅建築支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けられる者は、うららの郷住宅分譲地の契約者で契約後3年以内に家を新築した者とする。

(交付額)

第3条 助成金交付額は、分譲価格の100分の2.5（千円未満切り捨て）とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、建築完了後に早期住宅建築支援事業助成金交付申請書（別記様式1号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 前条の規定により申請書の提出があったときは、甲は申請内容について審査を行い、助成金を交付することが適当と認められるときは、申請者に対し交付決定通知書（別記様式2号）を交付するものとする。

(交付の請求)

第6条 交付決定を受けた申請者は、助成金請求書（別記様式3号）を甲に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 甲は前条の助成金請求を受けたときは、30日以内に申請者の指定する金融機関に振込むものとする。

(交付の取消)

第8条 甲は申請者が以下の各号の一に該当する場合、交付の取消しができるものとする。又、既に助成金が交付されている場合は、その返還を要求できるものとする。

- (1) この要領に違反した場合。
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があった場合。
- (3) 甲が特に適当でないと認めた場合。

別記様式1号（第4条関係）

うららの郷販売促進助成早期住宅建築支援事業助成金交付申請書

平成 年 月 日

みなかみ町土地開発公社 理事長 様

(申請者) 住所

氏名 印

うららの郷販売促進助成早期住宅建築支援事業助成金を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

助成金申請金額 _____ 円

所有者名	土地	
	家屋	
分譲地	地番	みなかみ町羽場
	売買契約日	平成 年 月 日
	売買金額	円
家屋	着工日	平成 年 月 日
	引渡日	平成 年 月 日

※建築工事引渡証明書（建築業者作成の引渡書類）写しを添付すること。

み土開発
平成 年 月 号
日

（申請者）

様

みなかみ町土地開発公社 理事長

交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました下記物件については、交付が決定しましたのでうらの郷販売促進助成早期住宅建築支援事業助成金請求書を提出してください。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 対象分譲地 みなかみ町羽場

うららの郷販売促進助成早期住宅建築支援事業助成金請求書

金 円

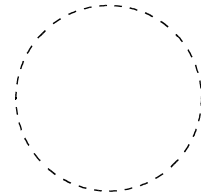
但し、みなかみ町羽場に係る、うららの郷販売促進助成「早期住宅建築支援事業」助成金として。

上記金額を請求いたします。

平成 年 月 日

住 所 みなかみ町羽場

氏 名



口座振込先	
金融機関名	銀行 普通
	金庫 店 口座番号 当座
	農協
口座名義人	

みなかみ町土地開発公社
理事長 様